

## 障害福祉サービス事業所の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和元年9月19日付けで指定の取消を行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	一般社団法人愛福社会にじいろ
事業所名	愛福社会にじいろ（加古川市）
事業種別	就労継続支援B型
指定年月日	平成27年4月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 令和元年11月30日

#### 4 処分理由

- （1）個別支援計画の作成業務などサービス管理責任者として果たすべき一連の責務を行わなかったにもかかわらず、計画未作成による減算を行わずに基本報酬を不正に請求した。
- （2）上記の事実を隠蔽するための書類偽装を従業員に指示し、検査妨害を行うとともに、その虚偽の書類を監査において提出・提示し、虚偽報告、虚偽答弁を行った。

※ 返還額（概算）約11,450千円（加算金除く）